

アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
えりも町アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道えりも町

- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

- (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

えりも町は北海道中央部、日高山脈の南端に位置し、町内各地域の地名から岩礁の呼び方に至るまでアイヌ語に由来し、現在の暮らしにもアイヌ文化が活かされている。

特に代表的なものが、えりも町の最南端にある「襟裳岬」で、その語源はアイヌ語のオンネエンルムであり、「オンネ」は「大老の、大きい」、「エンルム」は「突き出たところ、岬」を意味し、町名である「えりも」の由来にもなっている。

また、アイヌ民族の長であったシャクシャインはえりも町油駒（東洋地区）の出身であったという伝承や、江戸時代には幕府の役人や、北海道の名付け親といわれる松浦武四郎がアイヌの道案内を受けて、猿留山道（庶野～目黒地区）を通過、調査したという資料も残っており、歴史的にもアイヌとの関りが深い地域である。

こうした背景のもと、当町のアイヌ協会では、アイヌの伝統文化や歴史の保存・継承のために地域の方々と猿留山道を歩き、当時の生活実態や苦労を振り返ったり、古式舞踊、アイヌ語の習得研修等の事業を行っているが、近年は伝承者の高齢化や担い手不足により、次世代への引継ぎが課題となっている。

そのため、2期目は現状を引き継ぐ形で既存生活館等の公共施設の改修を行い、アイヌの歴史や文化をより地域の方々に知ってもらえる機会、場所を提供し、歴史を受け継いでもらえる活動を継続して行っていきたい。

※アイヌ関連団体

えりもアイヌ協会

（昭和 49 年 9 月 13 日設立、代表者 運上英昭、会員数 49 名）

※アイヌ文化等関連施設

- ・西えりも生活館

所在：えりも町字大和 624 番地 3、847 番地 1

現況：昭和 46 年 10 月建築 地域住民の交流の場となっている。

- ・歌別生活館

所在：えりも町字歌別 252 番地

現況：平成 14 年 12 月建築 地域住民の交流の場となっている。

・上歌別生活館

所在：えりも町字歌別 512 番地 1、4、7

現況：平成 5 年 8 月建築 地域住民の交流の場となっている。

・東洋生活館

所在：えりも町字東洋 213 番地 1

現況：平成 8 年 3 月建築 地域住民の交流の場となっている。

・東洋第 2 生活館

所在：えりも町字東洋 275 番地 3

現況：昭和 48 年 11 月建築 地域住民の交流の場となっている。

・庶野生活館

所在：えりも町字庶野 582 番地 4

現況：昭和 43 年 12 月建築 地域住民の交流の場となっている。

・桜岡生活館

所在：えりも町字庶野 807 番地 2

現況：平成元年 8 月建築 地域住民の交流の場となっている。

・目黒生活館

所在 えりも町字目黒 138 番地

現況：昭和 39 年 10 月建築 地域住民の交流の場となっている。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌの伝統文化や歴史の保存・継承を図るとともに、アイヌの人々と地域住民との交流の場を整備することで、アイヌの人々が誇りをもって生活できる町の実現を目指す。

(3) 数値目標

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業
K P I	猿留山道を歩く会参加者満足度	生活館利用者満足度
令和 7 年度 (基準年度)	60%	60%
令和 8 年度	60%	60%
令和 9 年度 (中間目標)	65%	65%
令和 10 年度	65%	65%
令和 11 年度 (最終目標)	70%	70%

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

・猿留山道を歩く会

アイヌの歴史や文化を学ぶため、アイヌと関りのある山道の環境を整備し、散策及び学習交流会を行う。

4-4 地域若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

・生活館改修・整備事業

アイヌの人々や地域の方が安心して利用し、交流できる施設にするため、老朽化が著しい各生活館の改修・整備を行う。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和12年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和7年度～令和11年度

事業費用：1,449千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和7年度～令和11年度

事業費用：41,579千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

・4-3に記載する事業は、アイヌゆかりの地を巡る事業を実施することにより、アイヌ文化や歴史を学ぶ機会が増えるとともに、アイヌの人々が誇りを持って暮らせる共生社会の実現に寄与するものである。

・4-4に記載する事業は、地域住民及びアイヌの人々のコミュニティ

活動の場の整備することにより、更なる共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

- ・4の事業については、えりも町の事業として実施するものであり、「えりも町暴力団の排除の推進に関する条例」に基づき暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることから、反社会的勢力等の関与はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

・事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、各事業の所管部署（町民生活課、社会教育課、建設水道課）において、確実に事業を実施できる事業者の選考を行う。

・事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は事業担当部署である町民生活課が事業の実施を想定し、事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

・地域住民の意見聴取

計画の策定に当たり、えりもアイヌ協会及び自治会に意見を聴いたところ、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するKPIである、猿留山道を歩く会参加者満足度、生活館利用者満足度について実績値を公表する。また、目標の達成状況等については、えりもアイヌ協会と協議の場を設け検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、えりもアイヌ協会と協議の場を設け効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価効果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、毎年、町ホームページにて公表する。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当

該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

なし

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

なし